

参 考 資 料

- 「経済社会統計整備推進委員会について」（平成 16 年 11 月 4 日内閣府政策
統括官（経済財政運営担当）・経済社会総合研究所） 1
- 審議経過 3
- 経済活動別の GDP・就業者ベースのシェアと関連統計調査 5
- 府省等別統計職員数（平成 16 年 4 月 1 日現在） 6
- 諸外国における統計データの多様かつ高度な利用の状況について 7

経済社会統計整備推進委員会について

平成 16 年 11 月 4 日
内閣府
政策統括官（経済財政運営担当）
経済社会総合研究所

1 目的

経済・社会の変化に的確に対応するためには、その基礎となる各種経済社会統計の充実が不可欠であり、「基本方針2004」においても、既存統計の抜本的見直し等、統計制度の充実について定められたところである。

これを踏まえ、総務省及び関係府省の取組を強化・支援し経済社会統計の整備の推進を図るため、経済社会統計整備推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 構成員

委員会は、経済財政諮問会議議員を長とし、関係審議会等の委員等、関係行政機関の職員及び経済社会統計に関係する有識者をもって構成する。

- ◎ 吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授・経済財政諮問会議議員
- 井上達夫 日本統計協会理事
- 大林千一 総務省統計局長
- 黒田昌裕 慶應義塾常任理事・慶應義塾大学商学部教授・国民経済計算調査会議議長
- 香西 泰 内閣府経済社会総合研究所長
- 清水雅彦 慶應義塾大学経済学部教授・統計審議会委員
- 西村清彦 東京大学大学院経済学研究科教授・内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官・統計審議会委員《平成17年3月31日まで》
- 舟岡史雄 信州大学経済学部教授・統計審議会委員

（注）役職は、平成16年11月4日現在のものである。

3 審議内容・スケジュール

平成17年6月予定の「基本方針2005」の策定までに「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月各府省統計主管部局長等会議申合せ）の工程表が策定されることを目途として、「統計行政の新たな展開方向」に盛られた施策の実施の促進その他統計制度の整備推進のための検討を行う。

4 庶務

委員会の庶務は、総務省統計局の協力を得て、内閣府経済社会統計整備推進室において処理する。

(参考)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 について（抄）
（平成 16 年 6 月 4 日閣議決定）

第 1 部 「重点強化期間」の主な改革

2. 「官の改革」の強化

（3）行政改革

- ・ 国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。
一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。

審 議 経 過

○ 第1回

- ・日 時 平成 16 年 12 月 1 日(水) 10:00～12:00
- ・議 題 (1) 会議の運営等について
(2) 「統計行政の新たな展開方向」の推進状況について
(3) 委員会の検討事項及び検討の進め方について
(4) その他

○ 第2回

- ・日 時 平成 16 年 12 月 20 日(月) 10:00～12:00
- ・議 題 (1) 経済・社会の変化に対応した統計の整備について
(2) 統計制度の整備推進について
(3) 統計の民間開放について
(4) その他

○ 第3回

- ・日 時 平成 17 年 1 月 26 日(水) 17:00～19:00
- ・議 題 (1) 経済・社会の変化に対応した統計の整備について
(日本銀行及び日本経済団体連合会からのヒアリング及び意見交換)
(2) 統計制度の整備推進について
(3) その他

○ 第4回

- ・日 時 平成 17 年 2 月 22 日(火) 17:00～19:00
- ・議 題 (1) 経済・社会の変化に対応した統計の整備について
(内閣府・総務省・経済産業省からのヒアリング及び意見交換)
(2) 統計制度の整備推進について
(3) その他

○ 第5回

- ・日 時 平成 17 年 3 月 31 日(木) 10:00～11:50
- ・議 題 (1) 経済・社会の変化に対応した統計の整備について
(農林水産省・国土交通省・総務省統計局統計基準部からのヒアリング及び意見交換)
(2) 統計制度の整備推進について
(3) その他

○ 第6回

・日 時 平成 17 年 4 月 21 日(木) 10:00～11:05

- ・議 題 (1) 経済・社会の変化に対応した統計の整備について
(2) 統計制度の整備推進について
(3) その他

【委員会報告の構成イメージと盛り込むべき事項について(案)】

○ 第7回

・日 時 平成 17 年 5 月 30 日(月) 10:00～11:20

- ・議 題 (1) 経済・社会の変化に対応した統計の整備について
(2) 統計制度の整備推進について
(3) その他

【委員会報告案について】

○ 第8回

・日 時 平成 17 年 6 月 10 日(金) 10:00～11:30

- ・議 題 (1) 経済・社会の変化に対応した統計の整備について
(2) 統計制度の整備推進について
(3) その他

【委員会報告取りまとめ】

経済活動別のGDP・就業者ベースのシェアと関連統計調査

内閣府 経済社会統計整備推進室

経済活動		区分	平成14年名目GDP		平成14年就業者		関連統計調査				
		金額(単位:10億円)	構成比(%)	就業者数(単位:万人)	構成比(%)	主な関連統計調査名	調査本数	単年度予算額[下記注参照](単位:千円)	左記の構成比(%)	調査実施府省名	
1. 産業	農林水産業	6,613.0	1.3	388.3	6.0	農林業センサス、農業経営統計調査等	21	4,454,831	26.7	農林水産省、厚生労働省等	
	鉱業	622.8	0.1	6.9	0.1	砕石動態統計調査、本邦鉱業のすう勢調査等	6	17,718	0.1	経済産業省	
	製造業	102,299.0	19.7	1,148.6	17.6	工業統計調査、薬事工業生産動態統計調査等	27	1,891,150	11.3	経済産業省、厚生労働省等	
	建設業	34,318.2	6.6	647.7	9.9	建設工事統計調査、建設労働需給調査等	9	163,235	1.0	国土交通省、厚生労働省	
	電気・ガス・水道業	14,134.8	2.7	42.8	0.7	ガス事業生産動態統計調査	1	11,846	0.1	経済産業省(資源エネルギー庁)	
	卸売・小売業	68,482.0	13.2	1,166.7	17.9	商業統計調査、商業動態統計調査等	23	1,903,888	11.4	経済産業省、農林水産省等	
	金融・保険業	33,944.1	6.5	192.6	3.0	—	0	0	0.0	—	
	不動産業	68,398.8	13.2	93.0	1.4	—	0	0	0.0	—	
	運輸・通信業	31,546.4	6.1	391.8	6.0	自動車輸送統計調査、大都市交通センサス等	19	486,026	2.9	国土交通省、総務省等	
	サービス業	103,536.8	19.9	1,992.9	30.6	特定サービス産業実態調査、個人企業経済調査等	31	784,585	4.7	経済産業省、総務省等	
	(複数業種)	—	—	—	—	事業所・企業統計調査、毎月勤労統計調査等	59	5,821,356	34.9	総務省、厚生労働省等	
(産業計)		463,895.9	89.3	6,071.4	93.2	—	196	15,534,635	93.1		
2. 政府サービス生産者		46,039.8	8.9	355.7	5.5	港湾調査、学校基本調査(公立学校分)等	56	729,132	4.4	国土交通省、文部科学省等	
3. 対家計民間非営利サービス生産者		9,825.7	1.9	87.1	1.3	社会医療診療行為別調査、学校基本調査(私立学校分)等	18	423,212	2.5	厚生労働省、文部科学省等	
合 計		519,761.4	100.0	6,514.2	100.0	—	270	16,686,979	100	—	

(注)1 平成14年名目GDPの合計は、輸入品に課せられる税・関税、(控除)帰属利子等を含んでいないため、国内総生産には一致しない。

2 関連統計調査については、総務省統計局統計基準部が毎年度作成している「各府省統計事業計画一覧」に基づき、調査対象の中に事業所、企業等が含まれているものを計上しており、国勢調査など世帯や個人のみを調査対象とするものは含めていない。

3 「単年度予算額」については、調査周期が1年以下のものは平成16年度の当初予算額を、また、調査周期が2年以上のものは直近の実施年度の当初予算額を周期年で除した金額を計上している。

4 本表は第3回委員会配布資料による。

府省等別統計職員数(平成16年4月1日現在)

内閣府経済社会統計整備推進室
(単位:人、%)

府省等名	区分	本省庁	地方支分部局	合計(構成比)
内閣府		63	0	63 (1.0)
警察庁		6	0	6 (0.1)
総務省		590	0	590 (9.4)
法務省		10	0	10 (0.2)
財務省		20	65	85 (1.4)
文部科学省		20	0	20 (0.3)
厚生労働省		351	0	351 (5.6)
農林水産省		323	4,351	4,674 (74.5)
経済産業省		257	86	343 (5.5)
国土交通省		91	15	106 (1.7)
人事院		24	0	24 (0.4)
合計		1,755	4,517	6,272 (100.0)

(注)1 本表は第3回委員会配布資料による。

2 構成比の算出に当たっては、端数処理(四捨五入)のため各府省等の構成比の合計は100にならない。

3 農林水産省欄には内閣府沖縄総合事務局農林水産部の統計職員が、また、経済産業省欄には内閣府沖縄総合事務局経済産業部の統計職員が含まれている。

諸外国における統計データの多様かつ高度な利用の状況について

区 分	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	オーストラリア	ニュージーランド
提供機関	センサス局	統計局	国家統計局	連邦統計局	統計局	統計局
提供可能な匿名標本データの範囲	人口センサス等、個人、世帯、住宅に関する調査結果 (PUMS: Public Use Microdata Samples) (注1)	人口センサス、労働力調査、所得調査、一般社会調査等の結果 (PUMFs: Public Use Microdata Files) (注2)	人口センサス、労働力調査、家計調査等の結果	マイクロセンサス(人口、労働力関係の統計)、所得・支出調査、家計調査等の結果	人口センサス、住宅調査、家計調査等の結果 (CURFs: Confidentialised Unit Record Files)	統計局が認めた統計記録
個人・世帯関係のデータ	○	○	○	○	○	○
事業所・企業関係のデータ	—	—	—	—	—	○
使用者等の制限の有無	無	有	有	有	有	有
使用目的の限定	—	—	・学術、行政的利用 (注3)	学術・行政目的利用	統計目的	・研究、統計目的
使用者の限定	—	—	・研究者 (注3)	高等教育機関又は独立の科学研究任務を委託されている機関の在職者、公務のために特別に宣誓した者など	行政機関職員、大学等の研究者ほか	・政府機関職員 ・秘密保持の宣誓を行った者(民間の研究者等)
上記以外の条件	—	・使用許可書に署名し、統計局と取り交わすことが条件	・使用許可登録文書に署名することが条件	—	使用を許可を受ける者に誓約書の提出を義務付け	・民間の研究者等は、原則、統計局の建物内でのデータ利用に限られる。
法的根拠	・センサス法において、個人や事業所が識別できる形で公表してはならない旨が規定されていることの反対解釈で運用。	・個票公表の個人識別可能な形での公開禁止規定(統計法)の反対解釈で運用。	・個人や世帯が特定できる「個人センサス情報」を漏洩してはならないとの規定(センサス法)。	・個人の境遇あるいは身体的状況に関する個別データの開示を禁止。 ・匿名性について、「個別データの識別が過度の時間・費用・労力によってのみ可能」であるという事実上の匿名性の概念を導入(統計法)。	個別の統計記録に含まれる情報は、次の要件の下、統計局長の承認により開示できる。(統計法)。 ・名前や住所のような個体識別情報を除去。 ・情報は、それと結びつく特定の者・組織を識別できないようにした上で開示。 ・統計局長は、この条文の目的のために誓約書を得ておかなければならないこと。	・政府機関がマイクロデータを利用できる旨を規定(統計法) ・民間の研究者等の利用については、明文規定がないため、秘密保護の宣誓を行うことで統計局職員とみなせるとの法解釈を行うことで運用されている状況

(注1) センサス局ではPUMSとは別に、特別宣誓職員(SSS)のみに、厳格な使用制限(使用場所の限定等)を課して詳細な標本データを提供するシステムがある(ビジネスデータも使用可)。この身分が付与されるためには、センサス局の活動に役立つ知識を持っている、センサス局にサービスを提供する機関に雇用されている等の条件を満たすことが必要。

(注2) 利用者からの要望があれば、マスターファイルから特別集計することは可能。【オーダーメイド集計】

(注3) 提供するデータ(統計調査)によって、使用目的(学術、行政的利用)、使用者(研究者)の制限が課せられる。

<総務省統計局資料に基づき作成>